

## 第10回政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見への対応状況

総数:83 【A】対応 :53(63.9%)  
 【B】引き続き検討 :14(16.9%)  
 【C】対応困難 :11(13.3%)  
 【D】事実関係の照会等 :5(6.0%)

## 【A】対応 53

類型	施策番号	項目数	主な対応内容
A1	実績評価書を修正(令和3年9月) 令和3年度事前分析表で対応済	15	新たな指標の設定、目標未達要因の記載等
A2	令和4年度事前分析表で対応予定	8	新たな指標の設定、達成目標の設定等
A3	その他	30	制度的対応、運用改善等

【B】今後検討、引き続き検討 14

【C】対応困難 11

【D】事実関係の照会、見解を問うもの等 5

※ 1つの意見が複数の検討に派生した項目等があることから意見の数と対応状況の総数は一致していない。

第10回政策評価に関する有識者会議WGにおけるご意見等への対応状況

番号	委員名	施策目標	意見等箇所	意見等内容	令和3年8月(WG開催)時点での対応状況		R4年3月時点での検討状況	
					対応区分	具体的な対応状況	対応区分	具体的な対応状況
<b>医療・衛生WG</b>								
1	宮崎委員	I-1-1	達成目標3	指標4(助産師出向人数の増加数)及び指標5(助産師出向等支援導入事業実施都道府県数)について、助産師出向等支援導入事業を機能させるためには、都道府県の協議会の役割が重要であり、協議会の在り方にてご入れが必要ではないか。	今後検討	都道府県協議会については、助産師出向の検討や計画立案・運営・評価・分析を行うほか、助産所の連携医療機関の確保に関する実態把握や調整・支援等を行うものとしており、既存の看護職員確保等の協議会でも可としている。 協議会の設置は、都道府県や地域の実情に応じて進めていく必要もあり目標値としては馴染まないが、御指摘を参考に、本事業の機能の活性化に向けては各協議会の実態把握や役割の更なる明確化などについても検討していく。	引き続き検討	今後、助産師出向に係る検討状況や各協議会の実態把握に努めるとともに、その役割を明確化していくことなど、本事業が効果的・効率的に機能できるよう、引き続き検討を行う。 また、本協議会については既存の協議会でも可としており、各都道府県の周産期医療協議会での助産師等看護職の参画や協議・連携状況等も踏まえて、地域の実状に応じた検討や対応が行われるよう併せて対応していく。 (なお、今年度実施した調査によると、各都道府県の周産期医療協議会では9割以上の自治体で参加メンバーとして助産師等看護職が参画していた。)
2	井深委員	I-1-1	達成目標7	指標12(就業女性医師数)について、目標値を前回調査以上と設定しているが、管理職の女性割合が社会でも重要な課題になっている中で、中長期的には割合を用いるなど違う形で目標値を定めることも考えられるのではないか。	今後検討	今回指摘された女性管理職の割合に関しては、医療機関で勤務している教員(教授・准教授・講師・助教)数は2年毎に実施されている医師調査より把握できるため、女性医師活躍の指標となり得るか今後検討していきたい。	引き続き検討	女性医師の就業の推進の指標として、現在は就業女性医師数を指標としているが、ご指摘のように一般企業においては女性活躍の指標として女性管理職割合等を用いて評価しているため、医師調査で人数を把握できる職務のうち、指導的な職務等、その割合が女性医師活躍の指標となり得るか、引き続き検討を行う。
3	大西委員	I-3-1	達成目標1	指標1は400床以上の一般病院における電子カルテの普及率を測定しているが、将来的には、中小規模の病院についても電子カルテの普及率のような指標を設けることを考えているか。	今後検討	電子カルテ情報等の標準化に向けた取組の状況等を踏まえ、指標の必要な見直しについて検討を行う。	引き続き検討	電子カルテ情報等の標準化に向けた取組の状況や全国的な医療情報ネットワークの基盤に関する議論を踏まえ、指標の必要な見直しについて検討を行う。
4	井深委員	I-9-1	達成目標1	指標2(データヘルス計画の作成状況)について、各医療保険者において目標を十分に達成しつつあり、策定したデータヘルス計画がどの程度効果的であったかを測定する指標を設定する段階に来ていると考える。 また、健保組合では、中間見直しの際に、共通のアウトカム指標を設定するなど、指標の標準化を進めているとのことだが、政策評価にも反映できる情報があれば、目標として取り入れてはどうか。	今後検討	健康保険組合は、2021～2023年度は共通指標の実績把握を開始したところであるため、共通指標を政策評価における目標値に設定することは困難。 そのため、共通指標に対する目標設定については、第3期データヘルス計画(2024～2029年度)以降の検討項目として今後検討する。	引き続き検討	健康保険組合は、2021～2023年度は一部の共通指標の実績把握を開始したところであり、その指標の標準化及び目標設定には至っていないため、共通指標を政策評価における目標値に設定することは現状困難である。 共通指標に対する目標設定については、第3期データヘルス計画(2024～2029年度)以降の検討項目として引き続き2023(令和5)年度までに検討する。
					今後検討	後期高齢者医療広域連合は、データヘルス計画の策定において、保険者の実状に応じて指標を設定しているところであり、政策評価における指標として共通の効果を測定する指標を設定することは困難。 そのため、効果を測定する指標の設定については、第3期データヘルス計画(2024～2029年度)以降の検討項目として今後検討する。	引き続き検討	後期高齢者医療広域連合は、現在、共通指標の設定は進んでおらず、共通指標の設定を進める上での課題等について、実態調査を行っているところ。 調査結果及び市町村国保、被用者保険での検討等を踏まえ、2023(令和5)年度までに共通指標の在り方について検討する。
					今後検討	国保組合は、指標の設定は進んでいないが、業種毎の指標設定など在于方について今後検討する。	引き続き検討	国保組合は、指標の設定は進んでいないが、業種毎の指標設定を進めるうえでの課題等について、被用者保険での検討等を踏まえ、検討する。
					今後検討	市町村国保は、現在、共通指標の設定は進んでおらず、都道府県単位での共通指標の設定を進める上での課題について、2021年度中に調査を実施する予定。 調査結果を踏まえ、2023年度までに共通指標の在り方について検討する。	引き続き検討	市町村国保は、現在、共通指標の設定は進んでおらず、都道府県単位での共通指標の設定を進める上での課題等について、実態調査を行っているところ。 調査結果及び被用者保険での検討等を踏まえ、2023(令和5)年度までに共通指標の在り方について検討する。
5	宮崎委員	I-9-1	達成目標1	指標5(保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者数)について、データヘルス計画に基づく各種事業の実施主体が委託事業者である場合が多いため、事業者の質が事業の実施結果に大きく影響すると考えられる。 指標5(保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者数)の実績値の経年的な変化を見る限りでは、増加しているとはいえないが、医療保険者が事業者の質の保証に責任を持つことが重要である。	対応	医療保険者が事業者を評価する際の客観的な指標の在り方については、今後検討する必要がある。 また、事業の成果を担保するため、今年度から成果連動型の保健事業を行う保険者に対する補助事業をモデル事業の形で開始しており、成果・効果を意識した保健事業を財政的に支援していく。		
6	井深委員	I-9-1	達成目標2	指標10(後発医薬品の使用割合)について、現在の目標は数量ベースの値だが、後発医薬品の使用割合は、数量ベースで評価する場合と金額ベースで評価する場合には、使用割合に大きなギャップがあると認識している。 今後、金額ベースの使用割合について、何らかの目標を設定することは検討しているか。	今後検討	医療保険財政を安定的かつ効率的に運営していく意味では、後発医薬品の価格の効果も適切に把握することは課題である。 一方で、使用割合を数量ベースとするか、金額ベースとするかについては、政府全体の後発医薬品推進施策の中で考えていく必要がある。	対応困難	政府全体の後発医薬品推進施策目標を金額ベースとした場合、医薬品毎に価格が異なる(高い医薬品と安い医薬品の混在)ことや価格に与える薬価改定の影響など後発医薬品の使用とは別の要因により変動し、後発医薬品使用の進捗状況の分析や検証が困難となるため、「新経済・財政再生計画 改革工程表 2021」においても数量ベースをKPIとした。
7	大西委員	I-9-1	達成目標2	指標10(後発医薬品の使用割合)について、近年は使用割合の伸びが鈍化している傾向が見て取れるが、これは、近年相次いで明らかになっている後発医薬品メーカーの品質管理上の問題事例と何らかの関係があるのか、原因分析はしているか。	対応	両者の相関関係について分析したものはない。 後発医薬品の使用割合の伸び率は確かに鈍化してはいるものの、引き続き増加傾向にあるが、品質の安全・安心の確保については、部局横断的に対策を講じていることを、医療保険者や被保険者に引き続き情報発信していく。		
8	宮崎委員	I-9-2	達成目標1	指標1(特定健診実施率)及び指標2(特定保健指導実施率)について、医療保険者によって差があると思われるので、保険者ごとの指標を出すすよいのではないか。 特に、特定健診・特定保健指導のターゲットは壮年期の人が多いため、健康保険組合や共済組合における受診率や特定保健指導の実施率が伸び悩んでいるか、どのような実態となっているか把握すべき。	対応	ご指摘のとおり、医療保険者ごとに特定健診実施率や特定保健指導実施率にばらつきがあるが、2017(平成29)年から、医療保険者ごとの状況を公表している。		

9	井深委員	I-9-2	達成目標1	指標1(特定健診実施率)及び指標2(特定保健指導実施率)について、医療保険者ごとに差があり、実施率が高い保険者もある一方で、実施率が伸び悩んでいる保険者もある。 目標達成を目指すためには、実施率が伸び悩んでいる部分に重点的に対策を構ることが重要ではないか。	対応	ご指摘の通り、実施率が伸び悩んでいる保険者が多く見られる。 保険者インセンティブや加減算の制度によって実施率を向上できるように努めているところであり、引き続き実施率を向上できる施策を進めて参りたい。 また、被扶養者においては広告などによる周知を今年度予定しており特定健診の制度の受診率向上に寄与できるように進めているところである。			
<b>労働・子育てWG</b>									
10	渥美委員	IV-1-1	達成目標1	指標2(常用労働者数300人以下の事業主の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届出件数)について、都道府県別の実施状況を見える化するとともに、先進事例を他自治体に横展開することが必要。	対応	都道府県別の実施状況の見える化は重要であると認識しており、300人以下企業の都道府県別の届出状況は厚生労働省HPIにおいて公表している。 指摘を踏まえて、引き続き検討を行ってまいりたい。			
11	石田委員	IV-1-1	達成目標1	指標3(「女性の活躍推進企業データベース」へのアクセス件数)の今後の目標値を30万件に設定すると記載があるが、令和2年度実績値を踏まえると上方修正が必要。	対応困難	アクセス件数が伸びたことは令和2年度が改正法の施行の年ということも要因の一つと考えられ、翌年度は減少が見込まれる(過去にも、女活法施行年度の翌年度の平成29年度はアクセス件数が減少した。)			
12				今後検討	令和3年度の目標値は過去3年間の平均アクセス件数を維持させていただくが、データベースに関するアウトカム指標については、どのような指標が適切か今後検討していく。	引き続き検討	令和3年度の事業におけるデータベースの閲覧状況や利用者アンケートの結果等を踏まえて、引き続き検討する。		
13	新田委員	IV-1-1	達成目標1	指標4(事業主向け説明会の開催件数)については、令和2年度はオンラインの活用により目標値の大きく超過する実績値となったことを踏まえ、令和3年度目標値が令和2年度実績値との乖離が大きすぎるため、再考すべき。	今後検討	令和3年度目標値については、説明会だけではなく事業主への個別支援による取組の促進が令和4年度の女性活躍推進法の義務拡大に向けて適切であると考えられることから、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・届出に関する働きかけを行った企業数とする方向で検討する。	対応	・ 事業主への支援(説明会・個別支援)による取組の促進が令和4年度の女性活躍推進法の義務拡大に向けて適切であると考えられることから、指標を「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定・届出に関する働きかけを行った企業数(アウトプット)」に修正した(令和3年度事前分析表)。 ・ 令和3年度の目標値は、類似の制度である改正次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出義務が301人以上から101人以上に拡大された平成23年における届出率等を踏まえ、12,500社に設定した(令和3年度事前分析表)。	
14	石田委員	IV-1-1	達成目標1	参考指標6及び参考指標7ではハラスメント関係の指標が設定されているが、事業主のパワーハラスメント防止の雇用管理上の措置義務(※1)が現場で適切に履行されるよう具体策の検討が必要。 ※1 中小企業は令和4年4月1日施行予定	対応	指摘については、重要であると認識しており、来年4月から義務が拡大される中小企業に対して周知啓発・個別企業訪問による支援などを行うとともに、引き続き、法律の履行確保に万全を期してまいりたい。			
15	石田委員	IV-1-1	達成目標2	指標8(男性の育児休業休暇取得率)について、達成区分が判定不能となっているが、平成28年度から令和元年度までの実績値の推移からは令和2年度に13%という目標達成は難しいように見受けられる。 一方で、育介法が改正され、令和7年には30%まで引き上げるといった新たな目標もあるが見解如何。	対応	令和2年度実績値は12.65%となり、目標にわずかながら到達しなかったものの上昇しているが、女性の取得率と比較すると未だ低い水準であり、今回の法改正も踏まえ、男性の育児休業取得を促す施策を強力に進めていく。			
16	渥美委員	IV-1-1	達成目標2	指標8(男性の育児休業休暇取得率)は、企業によっては全国の事業所の状況を本社のある東京で一括して報告するケースもあるため、都道府県別の実際の状況が見えるようにすべき。	今後検討	調査の方法については、企業規模による分析が重要であり、こちらを優先する必要があるため当面は現在の方法とするが、ご指摘も踏まえ、企業の負担も考慮しながら今後検討する。	引き続き検討	企業規模による分析が重要であり、こちらを優先する必要があるため、当面は都道府県別の分析は行わないが、今後必要に応じて検討する。	
17	新田委員	IV-1-1	達成目標3	指標11及び指標13はセミナー受講者又はe-ラーニング受講者のアンケートの結果だが、いずれも目標値は「毎年度:85%」となっている。 一方で、令和2年度実績値は95%以上であることから、目標値は令和2年度実績値を踏まえて再考すべき。 目標値を維持する場合には、「次期目標等への反映の方向性」欄にその理由が記載されているが、現在記載されている理由の他にも理由を記載すべき。	対応	指摘を踏まえ、指標11については、「自営型テレワークガイドライン周知セミナー受講者のうち「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の概要について「理解できた」と回答した者の割合」を測定指標とし、目標値を80%とする。	対応	・ 指標を、周知セミナーの本来趣旨である「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の概要理解に係る内容(※1)とした(令和3年度事前分析表)。 ※1 自営型テレワークガイドライン周知セミナー受講者のうち「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の概要について「理解できた」と回答した者の割合(アウトカム) ・ 令和3年度の目標値は、類似の事業の実績を踏まえ、80%以上と設定した(令和3年度事前分析表)。	
18				対応	指標13については、令和3年度目標値を「95%以上」と見直す予定とする。	対応	・ 令和3年度の目標値については、令和2年度実績値を踏まえ、95%以上と設定した(令和3年度事前分析表)。		
19	石田委員	IV-1-1	達成目標3	指標12(在宅就業者支援サイトのアクセス件数)のように、目標値が「毎年度:前年度以上」となっている指標については、新型コロナウイルス感染症の影響のように大きな社会環境の変化によって、実績値ひいては次年度目標値が影響を受ける。 指標12については、令和3年度の目標値は、「過去3年間の平均値以上」とするようだが、過去数年の平均値とした場合でも、社会環境変化により一時的に実績値が大きく変動した年度の影響を引きずることになるため、工夫が必要。	対応	指摘を踏まえ、指標12については、令和3年度以降の目標値を「過去5年間相当の実績を回帰分析することで算出された数値以上(ただし、新型コロナウイルス感染症による一時的な影響も考慮)」と見直す予定とする。	対応	・ 令和3年度以降の目標値を「過去5年間相当の実績を回帰分析することで算出された数値以上(ただし、新型コロナウイルス感染症による一時的な影響も考慮)」と見直した(令和3年度事前分析表)。	

20	皆川委員	IV-1-1	その他	平成29年度から令和元年度にかけて、施策の予算の執行額及び執行率が低下しているが、その理由や原因等をどのように分析しているか。	対応	<p>同期間において、特に執行額及び執行率が低かったものとして両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)が該当し、当該コースの執行額及び執行率が低くなった理由、原因等としては、育児や介護・妊娠等で一度退職した労働者への再雇用の理解や助成金の内容についての周知に努めたものの、助成金の対象となるケースが少なかったことなどにより、支給決定件数が見込みを下回ったため。</p> <p>なお、当該コースについては、前年度の実績を踏まえた予算額の適切な水準への見直しや支給要件の緩和、申請の簡素化等を実施し、執行額及び執行率の向上に努めてきたが、制度のニーズを勘案し令和2年度に終了した。</p>		
21	石田委員	IV-3-1	達成目標1	<p>指標1～3については、一部が判定不能となっているが、過労死対策大綱で掲げている具体的目標と同一であるので、実績評価を適正に行いPDCAサイクルを回すべき。特に、業種別や企業規模別での分析も必要。</p> <p>【参考】          指標1: 週労働時間60時間以上の雇用者の割合(アウトカム)          指標2: 年次有給休暇取得率(アウトカム)          指標3: 労働者30人以上の企業のうち、勤務間インターバル制度(就業規則又は労使協定等で定めているものに限る。)を導入している企業の割合(アウトカム)</p>	対応	<p>年次有給休暇の取得率及び勤務間インターバル制度の導入率については、企業規模が小さいほど低くなっており、また、業種(※2)によってもその違いが認められる。</p> <p>※2          年次有給休暇の取得率は「宿泊業、飲食サービス業」(41.2%)が最も低く、次いで「卸売業、小売業」(44.7%)、「建設業」(44.9%)となっている。</p> <p>勤務間インターバル制度の導入率は、「複合サービス業」(0.5%)が最も低く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」(1.0%)、「宿泊業、飲食サービス業」(1.6%)となっている。</p> <p>このため、業種の特性、企業規模を踏まえたマニュアルや事例集を作成し周知するとともに、中小企業事業主を対象とした助成金による支援等を行っている。</p> <p>本年7月に閣議決定された過労死等防止対策大綱において新たな数値目標が設定されたことも踏まえ、引き続き、業種別や企業規模別の状況を把握しつつ、年次有給休暇の取得促進等に向けた取組を推進していく。</p>		
22	石田委員	IV-3-1	達成目標1	指標1(週労働時間60時間以上の雇用者の割合)については、過労死対策大綱で示されているように、週労働時間が40時間以上の雇用者のうち、週60時間以上の雇用者割合を指標とした方がよいのではないかと。	対応	<p>労働時間に関する政府としての目標について、過労死対策大綱との平仄を取るべきとの指摘を踏まえ、本年7月末に閣議決定された改正後の過労死対策大綱での目標と統一させることとする。</p> <p>具体的には、週労働時間40時間以上の雇用者のうち週労働時間が60時間以上の雇用者の占める割合を、今後は指標として設定することとする。</p>	対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあり、その抑制を図る必要があるが、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が高水準となっている実態があることから、その割合の削減を指標として設定し、取組を進め、令和2年の週60時間以上の雇用者の割合が5.1%と、目標値をほぼ達成できたところ。</li> <li>・そのため、令和3年度以降は、「週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合(アウトカム)」を指標として設定した(令和3年度事前分析表)。</li> </ul>
23	石田委員	IV-3-1	達成目標1	指標6(セミナー参加者の労働関係法令の理解度)に関して、セミナー参加者が増えるだけでなく、各参加者がセミナーで学んだことを各自の職場にフィードバックし、どのように職場の改善がなされたかというアウトカムの指標を検討してほしい。	今後検討	当該事業の実施状況及び限られた予算額の範囲内での事業実施及び状況把握が可能であるかどうかといった観点等も十分踏まえた上で今後の対応について検討させていただきたい。	対応	「労働契約等解説セミナー」については、一般向け、中小企業向け及び労働者向けの各セミナーを行っており、委員ご指摘の「どのように職場の改善がなされたか」についてアウトカム指標を設定することは困難であるが、一方で、上記セミナーのうち、中小企業向け及び労働者向けのセミナーは、それぞれの要望に応じて開催を行っていることから、参加者に対してフィードバック状況のフォローアップは行っていくこととした。
24	石田委員	IV-3-1	達成目標2	<p>指標7(テレワーク導入企業の割合)について、テレワークを実施する際の労使コミュニケーションが非常に重要であると考え。</p> <p>本年6月に公表された「技術革新が進展する中での労使コミュニケーションに関する検討会」の報告書等で指摘された点を参考にして、労使コミュニケーションの活性化に向けた具体的な改善方法を検討してほしい。</p>	対応	御指摘を踏まえ、事業者が「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト(事業者用)」を活用する等により、健康相談体制の整備やコミュニケーションの活性化のための措置等を実施できるよう、事業者に向け積極的にガイドラインの周知を行うこととしたい。		
25	玄田委員	IV-3-1	全般	<p>指標2(年次有給休暇取得率)及び指標3(勤務間インターバル制度を導入している企業割合)について、令和2年度実績値の公表までに年度終了後半年以上を要するというのは時間がかかりすぎている。</p> <p>紙集計の時代では時間を要したが、現在は集計の在り方に課題がある可能性があるため、来年度以降はこのようなことがないよう、集計の在り方の改善を検討してほしい。</p>	今後検討	<p>就労総合条件調査は、企業を対象に毎年1月1日を調査日として有休取得状況等の状況を調査しており、1月末までに調査票の提出をお願いしている。</p> <p>なお、調査票の提出について、オンラインは平成26年より郵送と並行して実施しており、令和2年調査では全回答の約6割がオンライン回答となる。</p> <p>また、回収した調査票データの精査は、調査事項単位でチェックし、その後、調査事項間の論理チェックと2段階で行う。</p> <p>チェックの結果、企業へ照会も行うが、回答に数週間を要す企業もある。(調査票提出期限後、2月受付・督促、3～5月までに受付・審査・入力、6～8月チェックを終え、9月に集計、10月に公表している。)</p> <p><u>昨今の調査環境の悪化により、回収率低下や調査対象企業への負担軽減等を考慮しつつ、各工程の短縮を含めて、引き続き、検討を進めてまいります。</u></p>	引き続き検討	<p>本調査の公表までの工程のうち、調査票の提出・疑義照会に対する回答に一定の時間がかかるが、この要因としては、回答に時間を要する調査項目が存在する上に、企業調査のため、複数の事業所を傘下にもつ企業においては疑義があった場合に傘下の事業所について調べる必要があることが考えられる。</p> <p>この点を解消するために、記入者負担を軽減できるよう、利用者のニーズをふまえて調査項目を精査するなど、令和5年度調査に向けて引き続き検討してまいります。</p>
26	石田委員	V-5-1	達成目標1	訓練の内容について、場所や時間の制約を受けない働き方が徐々に普及するなど働き方が変化の中で、生産性を向上させる仕事を訓練の対象に加えるなど、時代や就労環境の変化に応じた訓練メニューを設定すべきである。	対応	求職者支援訓練については、経済社会環境の変化を踏まえつつ、ニーズに即した訓練を実施することが重要であり、引き続き、地域訓練協議会等を通じて、地域・産業界のニーズを把握しつつ、訓練メニューの改善やコース設定を行っていく。		
27	石田委員	V-5-1	達成目標1	訓練実施方法について、コロナ禍でオンラインを活用した訓練実施への対応が求められているが、どのように対応しているか。	対応	求職者支援訓練では令和3年2月からオンラインを活用し、同時双方向での訓練が実施できるようにしたところ。今後も状況を見ながら改善を行っていく。		

28	岩佐委員	V-5-1	達成目標1	就職後の定着率は調査しているか。 調査している場合は、今後参考として評価書に示してほしい。 調査していない場合は、今後本施策目標の評価をするに当たり、調査を実施することは可能か。	今後検討	定着率については現在調査を行っていないが、今後、定着状況の把握について検討を行っていく。	引き続き検討	定着率については、その把握方法を検討しているところであり、令和4年度中に方針を決定する予定。
29	渥美委員	V-5-1	達成目標1	就職希望者のうちマイノリティーの方や非正規雇用労働者について、本施策ではどのように対応していくのか。	対応	ご指摘のあった方々も含め、ハローワークで個々の状況に応じて、キャリアコンサルティングを行い、適切な訓練コースの提示、訓練受講へとつなげている。 コロナ禍において、特に女性や非正規雇用労働者の雇用情勢が悪化していることも踏まえ、適切に制度運営をしていく。		
30	玄田委員	V-5-1	達成目標1	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により執行率が低下しているが、執行率の改善方策として何があるか。	対応	訓練受講者数は、制度創設以降の景気回復に伴い減少を続けていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、受講数が増加すると見込んだが、緊急事態宣言の影響により、令和2年4月から6月にかけて訓練受講者数が前年度に比べて大きく減少したこと等により、執行率が低下したものの。 今後もニーズに応じて必要な予算を確保し、適切に執行していきたい。		
31	新田委員	VI-1-1	達成目標1	指標3(公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の受講者数)について、目標値に対して実績値が80%に達しない程度の推移が続いているが、目標値達成のためしっかり取り組んでほしい。	対応	通常(3~6月)より短い期間や時間の訓練コースや、オンライン訓練(同時双方向)の設定を促進することに加え、都道府県等に対して、労働局と連携した、地域のニーズに沿った訓練の設定を促していくとともに、厚生労働省、都道府県のホームページにおいて、公共職業訓練の周知を図るなど広報活動を行い、訓練受講者の確保に努めてまいりたい。		
32	石田委員	VI-1-1	達成目標2	ジョブ・カードの関係で指標6(ジョブ・カード作成者数)というアウトプット指標と、指標9(ジョブ・カード制度を活用した事業主のうち、有益であったと回答した事業主の割合)というアウトカム指標が設定されている。 しかし、指標9は事業再編により令和2年度以降は廃止されている。 アウトプットとそれによるアウトカムの効果を見るために、指標9に代わる新たなアウトカム指標の設定が必要ではないか。	対応	令和元年度までは、雇成型訓練等を活用したジョブ・カード制度の推進実施事業として、ジョブ・カードセンターの運営を委託し、企業に対し雇成型訓練を中心にジョブ・カードの活用促進・支援を実施していたが、令和2年度からは、雇成型訓練も含めて企業のみならず労働者にジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを推進していく事業に発展的解消を行った。 それに伴い、指標9に代わるものとして、指標10(キャリア形成サポートセンターにおけるキャリアコンサルティングが有益であったと回答した者の割合)をアウトカム指標として設定している。		
33	石田委員	VI-1-1	達成目標4	指標13・指標14ではそれぞれ、技能検定受検申請者数(アウトプット)と技能検定合格者数(アウトカム)が指標として設定されている。 一方で、指標15では、若者の受検申請者数がアウトプット指標として設定されているが、これに対応するアウトカム(若者の技能検定合格者数)が設定されていない。	今後検討	若者の受検申請者数に対応するアウトカム指標の設定については、令和3年度事前分析表において設定を検討する。可能な限り早急に結論を出す予定であり、指標設定の内容を検討課題としている。	対応	若年の受検申請者数に対応するアウトカム指標として、若者の合格者数を指標として設定した(令和3年度事前分析表)。 令和3年度の目標値は、平成28年から4%増の67,615人と設定した。
34				指標13と指標15を比べた際に、若者の受検申請者数が少ないため、この数を上伸ばさせるための工夫が必要。	対応	若年の受検申請者数の増加を図るため、引き続き、学校教育の現場(高等学校等)と連携しながら、技能検定の周知を図っていく。		
35	皆川委員	VI-1-1	達成目標4	指標13(技能検定受検申請者数)及び指標14(技能検定合格者数)は、いずれも令和2年度単年度では、実績値が目標値を下回っているものの、指標14の累計値では、令和2年度までに725万人という目標値を上回っているため、目標を達成していると記載している(総合判定欄及び現状分析欄の指標14の記載部分)。  しかしながら、令和2年度は申請者数及び合格者数ともに減少し目標未達となっている状況の要因分析や今後の見通しについて、現在の記載に更に工夫をすべきではないか。	対応	指摘を踏まえ、現状分析欄の記載について、目標未達となっている状況の要因分析や今後の見通しを含めた記載とした。 (参考:現状分析欄の記載) 令和2年度単年度の実績値は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、前期試験を中止した等の要因から目標達成が出来なかったところ。今後は、徹底した感染防止対策を講じつつ試験を実施する等により改善を図ることとする。  一方で、令和2年度までの累計値では目標を達成している。 今後は、徹底した感染防止対策を講じつつ試験を実施することとしているところ、特に令和3年度においては、試験を原則実施しており、令和2年度実績を上回ると想定している。		
36	新田委員	VI-1-1	達成目標5	(就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォームでの資料に記載のあるとおり)ハローワークの職業紹介で正社員就職につながった就職氷河期世代の不安定就労者、無業者の件数(81,100件)についても、指標として追加してはどうか。	対応困難	就職氷河期世代支援については関係部局それぞれが取り組んでおり、ハローワークの職業紹介で正社員就職につながった就職氷河期世代の者に関する指標については、別途、施策目標V-1-1においてそれ以外の者も含む達成目標及びその指標が設定されている。 人材開発統括官では、短期資格等習得コース事業、都道府県プラットフォームを活用した支援事業及び各種支援策等の周知広報事業を主として実施していることから、これらの事業に対する評価を行うため、指標16~18の指標を設定している。		

37	石田委員	VI-1-1	達成目標5	指標17(就職氷河期世代支援特設HPアクセス件数)の実績値は目標値の2倍以上となった一方で、指標16(就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース訓練受講者数)の実績値は目標値の50%程度である。 新型コロナウイルス感染症の影響により、対面受講の訓練が実施できなかったことも要因として考えられるが、受講対象者の希望する訓練職種と提供している訓練(人手不足感のある業種の訓練等)の間でミスマッチがあったかどうか、調べる必要があるのではないか。	対応	短期間の訓練で安定的な就職を目指すため資格や技能が就職に結びつきやすい業種との観点で広く公募を行った結果として、多様なニーズに対応できるよう訓練職種は、運輸、建設、IT等の11分野の業界団体に委託して実施している。 受講者の募集に際しての説明や訓練前に実施するキャリアコンサルティングを通じて、当該業種や職種への理解が深まるよう努めていきたい。		
38	石田委員	VI-1-1	達成目標5	指標16の就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース訓練受講者数を増加させるため、訓練メニューの拡大等も今後は必要ではないか。	対応	訓練委託先である業界団体と連携を密に行い、効果的な訓練の実施に向け助言・指導も含めて取り組んでいる。 令和3年度も引き続き、委託先と協力しながら、訓練内容の改善等に取り組んでいる。		
39	玄田委員	VI-1-1	達成目標6	外国人技能実習制度については、社会全体で労働施策の中でも厳しい目を向けられている制度の1つであるが、達成目標6で設定されている指標の状況だけを見ると、当該制度がとてうまく機能しているという印象すら与えかねないが、その点をどのように考えるか。		外国人技能実習制度については、制度の適正な運用が重要。 指標としては安全衛生関係等の指標を設定しているが、労働関係法令を遵守していただくほか、必ずしも日本語能力を十分習得できていない実習生への相談体制を整備し、実習生の保護にも取り組んでいる。		
40	岩佐委員	VII-2-1	達成目標1	児童福祉司の数を指標1としており、数を増やすことも重要だが、新規参入する児童福祉司を支える仕組みやメンタルケア等も含めて対応し、若い児童福祉司が定着するような取組が必要。	今後検討	児童福祉司の育成、定着のための取組については、「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」の報告書において、研修をはじめとする人材養成の研修の仕組み、自治体間の人事交流などを通じた育成方法などについて指摘されているところ。 今回の指摘内容も踏まえ、引き続き、検討していく。	引き続き検討	児童福祉司の育成、定着のための取組については、「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」の報告書において、研修をはじめとする人材養成の研修の仕組み、自治体間の人事交流などを通じた育成方法などについて指摘されている。 現在、調査研究事業(※)において、地方自治体の子ども家庭福祉分野の人材育成や、人事・キャリアパス等に関する事例収集等を行っているところである。 ※ 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「地方自治体における子ども家庭福祉分野の人材養成・キャリアパスに関する調査研究」
41	岩佐委員	VII-2-1	達成目標1	児童福祉司数の数は増えているが、業務の複雑化や対応すべき件数の増加によって、子どもや保護者と対話する時間が減っているのではないかとという危惧がある。 人数を増やすとともに、別の指標で質の確保を図ることも必要。	今後検討	児童福祉司の業務の質を定量的に測る指標の設定は難しいが、職員量の確保とともに、質の確保・向上にも取り組むことが重要であり、児童福祉司の質の向上に向けた取組を検討していく。	対応	職員の質の確保・向上に取り組むことが重要であり、令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の報告書(令和4年2月10日公表)では、子ども家庭福祉分野に関わる人材の資質の向上のために、研修等のオンライン化等による研修・人材養成の充実が提言されている。 指摘内容及び同報告書等を踏まえ、意義や効果を考慮した上で研修等のオンライン化、任用後に受講することとなっていた指導教育担当児童福祉司(スーパーバイザー)の研修について、任用前に受講するよう任用要件の見直し等の研修・人材養成の充実に向けた取組を実施していく。
42	石田委員	VII-2-1	達成目標1	指標2(児童虐待による死亡数)は、指標1、指標3及び指標4に示す取組の最終的なアウトカム(インパクト)という位置付けであり、指標1～指標4までを総括的に把握して初めて、PDCAサイクルを回せることになる。 そのため、令和元年度及び令和2年度の実績値は集計中とのことだが、集計を急いでいただき、達成目標1としての評価を行うことが必要。	対応困難	児童虐待による死亡数は、2年前に把握した虐待による死亡(疑いを含む)事例について、地方自治体による検証結果等を調査し、その結果を社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会にて検証の上、虐待による死亡事例と判断した結果を公表しているものであるため、集計時期を早めることは難しい。		
43	玄田委員	VII-2-1	達成目標1	指標2(児童虐待による死亡数)は、集計に時間を要することは理解できるが、子どもの生命に関わる緊急性の高い問題に関する指標でもあるため、緊急性に鑑み、暫定値でも示すことはできないか。	対応	ただし、令和元年度の児童虐待による死亡数は令和3年8月27日に公表となったため、追記する。なお、児童虐待相談対応件数については、例年単位の集計であるところ、新型コロナウイルス感染症の影響を見るため、現在は月単位で集計しており、こうした取組を引き続き行っていく。		
44	岩佐委員	VII-2-1	達成目標2	指標5の子育て世代包括支援センターは母子保健を中心とした包括的な支援を提供する場であるが、保健師がソーシャルワーカーの代わりに務める場面が出てきて、母子保健の専門性を発揮することが難しい場面もあり得る。そのため、ソーシャルワーカーといった専門職の配置を進める等にも取り組んでほしい。	今後検討	市町村に設置されている虐待対応の拠点である「子ども家庭総合支援拠点」と母子保健の拠点である「子育て世代包括支援センター」を一体的に運営していく必要がある。現在、社会保障審議会社会的養育専門委員会において議論しているところ。	対応	令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の報告書(令和4年2月10日公表)では、「市区町村において、現行の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターについて、これらの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、一体的な組織として、全ての妊産婦、全ての子育て世帯、全ての子どもへの一体的相談を行う機能を有する機関(以下「一体的相談機関」という。)の設置に努めることとする」との提言がされている。
45	岩佐委員	VII-2-1	達成目標2	子育て世代包括支援センターの設置を進めるとともに、相談の質を上げていくことも重要。また、要保護児童対策地域協議会などの関係機関との連携や役割分担も意識しなければならない。	今後検討	指摘内容も踏まえ、引き続き、同専門委員会での議論を進めつつ、ソーシャルワークの充実に努めていく。	対応	指摘内容及び同報告書を踏まえ、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(子ども家庭センター)の設置に努めていく。

46	石田委員	Ⅶ-2-1	達成目標2	指標5の子育て世代包括支援センターの整備が目標未達となったことは、重く受け止めなければならない。 可及的に速やかな整備が必要である。また、特定妊婦や若年層の妊婦へのケア、産後うつへのケアなど支援を必要とする妊産婦に対するアウトリーチの取組に係る指標も必要であり、検討してほしい。(情報発信、メールによる相談等の効果の把握等)。	今後検討	産後うつなどの不安を抱える妊産婦等の支援を行う「産後ケア事業」のアウトリーチ型の実施か所数などを指標とすることを検討したい。 令和3年度中に現状等を調査し、目標値について検討することとしたい。	引き続き検討	子育て世代包括支援センターについては、令和3年4月1日時点の設置自治体数は1,603市町村(設置率約92%)であり、人口比率・出生数比率ともに99%以上をカバーする地域に設置できており、全国展開の目標はおおむね到達したものと考えている。  産後ケア事業については、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)において、「産後ケア事業について、2024年度末までの全国展開を目指す。」とされているところ、令和2年度の実施状況は、1,158自治体(実施率約67%)となっている。  令和3年度に行った厚生労働行政モニターアンケートでは、産後ケア事業を利用したくない(または勧めたくない)と回答した者のうち、最も割合が大きい理由は、「支援を必要としていない」、「次いで「詳しい情報を知らない」、「近隣に実施施設がない」となっていることから、産後ケア事業の更なる周知を図るとともに、支援を希望する妊婦が産後ケア事業による支援を受けられるよう、まずは、事業類型問わず産後ケア事業の全国展開を図ることを目標としたい。	
47	岩佐委員	Ⅶ-2-1	達成目標3	指標8(里親等委託率)に関して、里親の養育を支援する取組が必要。	対応	里親の養育を支援する事業が都道府県等单位で実施されており、助成金による財政支援を行っている。			
48	玄田委員	Ⅶ-2-1	達成目標3	指標8(里親等委託率)は、現状の数値の推移から判断すると令和6年度の目標達成が難しいと予想される。 目標達成が難しい状況が判明した場合には、目標の在り方を再検討するのか。		子どもの最善の利益のために適切な養育環境を確保する必要があり、そのための水準として設定された里親等委託率であることから、引き続き、自治体等への支援に努めていく。			
49	玄田委員	Ⅶ-3-1	達成目標1及び達成目標3	指標1(子育て世代包括支援センターの整備数)及び指標4(不妊専門相談センターを配置する自治体数)について、市区町村にこういった相談センターが存在することの意義は大きい反面、設置が進まない状況を補完する意味として、オンラインを活用して相談できる体制を整備することについては、どのように考えているか。  地域の施設での相談とオンラインを活用した相談を組み合わせた対応というのは考えているか。		オンラインでの乳幼児や妊産婦に対する支援も自治体ごとに様々な方法で行われているが、対面で行うサービスの必要性もあるため、バランスが重要となる。  対面のサービス提供を補う形でオンラインを活用した取組についても、国として引き続き支援していく。			
50	石田委員 岩佐委員	Ⅶ-3-1	達成目標2	指標2(妊娠・出産について満足している者の割合)については、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けられた方よりも、母子保健施策の支援を受けていない方のほうがリスクが高い。 また、特定妊婦や多胎妊婦の方はリスクが高い傾向にある。 本達成目標(産前・産後の支援を強化すること)というテーマに対しては、満足度という個人の主観に基づく指標よりも、リスクに特化した指標を設定すべき。 支援を必要とする妊産婦のニーズをくみ取り、適切にアプローチできているのかという点に着目した指標を設定すべき。	今後検討	ハイリスク傾向がある特定妊婦の方や多胎妊婦の方に対する施策の充実が重要。併せて、一般的にはリスクが高くないと認識されている方へのポピュレーションアプローチも必要であり、現行の指標を設定しているところ。  <u>ハイリスクに着目した指標の設定については、児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への更なる支援体制の充実を図ること(施策目標Ⅶ-2-1)において検討したい。</u>	引き続き検討	妊娠届提出後、行政機関が妊婦に関わる機会がなく状況を把握できない妊婦や、妊婦健診未受診の者など、必要な支援を受けずに孤立してしまう妊婦を早期に把握し、必要な支援に繋ぐことを目的として、令和3年度補正予算に「妊婦訪問支援事業」を盛り込んだところ。  今後の事業実績を注視しつつ、 ・ 事業を活用して、訪問により状態を把握した件数 ・ 検診受診など必要な支援に繋げた件数 などを目標とすることを検討したい。	
51	皆川委員	Ⅶ-3-1	達成目標2	指標3(妊娠中の保健指導(母親学級や両親学級を含む)において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市区町村の割合)について、現在の増加ペースでは令和6年度の目標達成が難しいと思われる。  この場合、令和6年度の目標値の水準設定が妥当かどうか、今後数値を向上させるための施策として具体的な検討内容等を、施策の分析欄に記載することを検討してほしい。	対応	指摘を踏まえて、現状分析欄における指標3の記載を加筆修正した。  (参考:現状分析欄の指標3の追記部分) ・ 指標3について・・・し現在の増加ペースで令和6年度に100%という目標値の達成は難しいと見込まれる。妊娠中の保健指導の機会に、妊婦だけでなくその家族にも自分たちのこととして受け止めることができるような情報提供や具体的な予防行動がとれるような教育・支援体制は重要であるが、まだ十分に体制が整っていない状況と言える。  ・ 子育て世代包括支援センターの設置に伴い、母親学級や両親学級といった集団指導の場面だけでなく、個別の面接などで対応できる機会も増えるため、支援の必要な妊産婦とその家族に対する継続的支援についても取り組んでいく。			
<b>福祉・年金WG</b>									
52	山田委員	Ⅷ-1-1	達成目標1	指標2(被保護者就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合)について、被保護者となる背景・事情が様々あるため、年齢別の内訳など、もう少し詳細に状況を把握できたらよいのではないかと。	今後検討	今後検討を行う。	引き続き検討	集計データの確認・精査などを行いながら、状況の把握に努めたい。	
53	山田委員	Ⅷ-1-1	達成目標1	指標1(被保護者就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率)及び指標2(被保護者就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合)について、この「事業等」には任意事業も含まれていると思うが、任意事業を実施している自治体と実施していない自治体で、アウトカムにどのような差があるか分析してほしい。	今後検討	今後検討を行う。	引き続き検討	集計データの確認・精査などを行いながら、状況の把握に努めたい。	

54	山田委員	VIII-1-1	達成目標1	平成26年7月に就労自立給付金制度が導入されているが、この評価はどのように行うのかを将来的に検討してほしい。	対応	平成29年度の社会保障審議会生活保護基準部会で一定の評価をしており、それも踏まえて平成30年度に見直しを行っている。		
55	山田委員	VIII-1-1	達成目標1	指標6(頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合)について、適正指導が進んだ結果、適正指導を行っても行動変容が難しい方が残されている等の事情があれば、記載を補足してほしい。	対応	指摘を踏まえ、有効性の評価欄の指標6部分に追記した。 (参考:記載内容) ※令和元年度の実績値が下がったのは、適正受診指導対象者の基準を見直し、対象者の範囲を拡大したことの影響によるもの。		
56	山田委員	VIII-1-1	達成目標1	指標5(医療扶助について頻回受診対策を実施する地方公共団体)及び指標8(指導監査対象福祉事務所に対する監査実施数)については、実績値が100%の状況が続いているため、次期目標設定時からは不必要ではないか。	対応	指摘を踏まえ、次期目標設定時から削除する。		
57	山田委員	VIII-1-1	達成目標1	生活保護に関して、就労自立に重点がおかれているが、社会的な自立等も考えられるので、就労自立だけではなく「自立」助長の状況を測る指標の設定を検討してほしい。	対応困難	自立が多様な概念であり、これを総合的に評価することは技術的に困難である。		
58	岩崎委員	VIII-1-1	達成目標1	スティグマの影響で申請を躊躇われる方や情報不足等の事情によって、生活保護制度まで自ら辿り着けない方もいるが、こうした方への取組を行うと同時に、指標を設定することも検討してほしい。	対応困難	生活保護については、国民の権利であり、ためらわずに申請して頂きたいことを①厚生労働省作成のリーフレット、②Yahoo!のバナー広告、③申請・相談を呼びかけるホームページ等で周知を図っている。 これらの効果は新規申請者数等に現れると考えられるが、これらの数値は様々な要因の影響を受けると考えられるため、広報の効果だけを測定するのは困難である。		
59	平野委員	VIII-1-1	達成目標2	指標10(自立生活支援のためのプラン作成件数)、指標11(自立生活のためのプランに就労支援が盛り込まれた対象者数)及び指標12(就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合)について、相談を行った方に自立生活支援のためのプランを作成し、就労に結び付けていくことを前提に指標が設定されている。 しかし、プランを経ないで就労に結び付くケースも少なくないことも考慮してデータを取ってほしい。	対応	プラン作成者以外の方についても、就労に関するデータを取得している。		
60	藤森委員	VIII-1-1	達成目標2	指標12(就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合)について、実績値が低下傾向にある要因としては、ひきこもりの方やより丁寧な支援を必要とする方など、就労に至るまでに時間を要する方が少なくないことが要因として考えられる。 一方で、そういった方にも支援機関が支援をしていることを評価することも必要であり、指標12の背景の分析が重要。	今後検討	年代別の集計や支援終了までの期間等などから分析をしていきたい。	対応	就労に向け準備が必要な者を対象として実施している就労準備支援事業においては、利用者数は年々増加(平成30年度:4,082件、令和元年度:4,621件、令和2年度:4,695件)しており、就労に至るまでに時間を要する者への支援が増加している。 また、就労準備支援事業の平均支援期間についても、平成30年度2.4ヶ月、令和元年度3.5ヶ月、令和2年度4.9ヶ月と支援の長期化が見られており、就労に至るまでの支援に時間を有していることが影響と思われる。
61	岩崎委員	VIII-1-1	達成目標2	指標14(自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合)について、「自立意欲の向上・改善」とは具体的にどのような基準で判断するのかは、できるだけ記載し、読む側に分かりやすい評価書となるようにしてほしい。	対応	指摘を踏まえ、指標14部分に「自立に向けての改善が見られた」と判断する場合の基準を追記した。		
62	岩崎委員	VIII-1-1	達成目標2	指標15(コーディネート業務による受入先に帰住した者のうち、フォローアップ業務の終了者の割合)について、保護観察所からの依頼に基づき、地域生活定着支援センターで支援をしているが、矯正施設に入所している高齢者や障害者のうち、支援を必要としている方にどの程度支援が届いているのかは分かるか。	対応	重複計上になるが、法務省の統計によると、令和2年に刑事施設に新たに入所した人のうち、高齢者は2,143人、精神障害のある人(確定診断有り。知的障害を除く)は2,247人、知的障害のある人(確定診断有り)は297人、知的障害のある又はその疑いのある人(能力検査値が69以下)は3,317人となっている。 こちらも重複計上になるが、法務省の統計によると、令和2年に少年院に新たに入所した人のうち、精神障害のある人(確定診断有り。知的障害を除く)は319人、知的障害のある人(確定診断有り)は139人、知的障害のある又はその疑いのある人(知能指数が69以下)は184人となっている。 支援を受ける希望があり、高齢又は障害のため福祉サービスを受ける必要がある人等であると法務省が認められた人について、法務省からの依頼を受けた人に対して地域生活定着支援センターが支援を実施しているが、令和2年度に、全国の地域生活定着支援センターが矯正施設入所中に支援を実施した数は、1,486人となっている。		
63	山田委員	VIII-1-1	達成目標2	ひきこもりの方や就職氷河期世代の方も、本施策の重要な対象集団であると思われるので、別立てで評価できるようにしてほしい。	対応困難	ひきこもりの方や就職氷河期世代の方に特化したデータを集計・抽出していないため、対応困難。		
64	平野委員	VIII-1-1	達成目標3	指標18から指標23までの成年後見制度の体制整備に係る指標について、令和2年度実績値は目標値である「前年度以上」を上回っている一方で、令和3年度の目標値(成年後見制度利用促進計画のKPI)と比較すると乖離がある。このような状況で、達成区分を「○」(目標達成)とすることは課題がある。	対応	指摘を踏まえ、指標18から指標23までの達成区分を「○」(目標達成)から「△」(概ね目標達成)に修正した。		
65	菊池委員	VIII-1-1	達成目標3	指標18から指標23について、令和3年度の目標値が1,741市区町村となっている指標が多い中で、目標値を前年度以上としている点は適切なのか、見直す必要があるのではないか。	対応困難	御指摘の趣旨はもつともであるが、目標値(KPI)の1,741市区町村は、年度ごとの目標値までは設定されておらず、また、認知症施策推進大綱(閣議決定)にKPIそのものが位置付けられていることから、「前年度以上」以外の目標値を単年度で設定すること(基本計画や大綱にない別の数値を目標値として設定すること)は、困難。		



66	菊池委員	Ⅷ-1-1	全体に関する事項	本施策目標に含まれる内容は、生活保護制度、生活困窮者自立支援制度、成年後見制度と非常に多岐に渡るとともに、この5年間で大きな動きのあった分野である。そのため、これらの内容をまとめて評価するのは難しいため、次期計画(令和4年度～)では、それぞれ独立した施策目標として政策評価を行うべきではないか。	今後検討	御指摘を踏まえ、分割を検討する。	対応	第5期基本計画の政策体系案において、分割した案を提示している。
67	菊池委員	Ⅷ-1-1	全体に関する事項	生活困窮者自立支援事業については、5年前は現在記載している課題や指標設定でよかったのだから、ここ数年の間で、任意事業である就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施が努力義務となったが、それがどの程度進んでいるのか。また、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施が促進されている現状がある。さらには、今後は、重層的支援体制の整備を進めていくことになっている。こういった施策の変化に対して、基本計画期間中であっても、その都度、参考指標の設定も含めて、適切に評価書に入れ込んで政策評価をしていく必要があるのではないか。	対応	指摘のとおり、基本計画期間内であっても、施策内容の変化に合わせて適切に政策評価を行うことができるよう、毎年度指標の見直しを行っていく。		
68	山田委員	Ⅷ-1-2	達成目標1	指標1(人口10万人当たりの自殺者数)について、重点施策として、子ども・若者の自殺対策の推進を掲げており、現状分析欄で女性の自殺者数の増加を記載しているなど、施策の重点的に実施している集団を分析するため、指標1の内訳として記載・分析をしてほしい。	今後検討	指標1の内訳として女性や子どもの自殺者数について記載・分析することについて、どのような形式で記載できるのかを含め次回策定の際までに検討したい。	対応	指標1の内訳として、 ・子供の数値については、19歳以下の人口10万人当たりの自殺者数を、 ・女性の数値については、人口10万人当たりの自殺者数を追記する。
69					今後検討	指標2について、インターネット広告、動画広告等の活用により、自殺予防週間や自殺対策強化月間の情報や、相談窓口等の周知広報に取り組んでいるところ、今後は、 <u>広告の誘導先であり、各種支援策を掲載している特設サイトへのアクセス件数を目標値に設定することを、次回策定の際までに検討したい。</u>	対応	指標2について、特設サイト「まもろうよ ところ」へのアクセス件数累計(令和2年8月～)を指標として設定し、その目標値は令和8年度に累計700万アクセスとして、設定したい。
70	藤森委員	Ⅷ-1-2	達成目標1	実態分析を行った上で指標を設定することが必要。 指標1(人口10万人当たりの自殺者数)は重要な指標だが、指標2(自殺予防週間や自殺対策強化月間について聞いたことがある人の割合)や指標3(交付金を活用して事業を実施する都道府県、市町村及び民間団体数)は別の指標に変える余地があるのではないか。	今後検討	指標3について、都道府県や市町村の取り組みについては、地域の実情に応じて、様々な世代やリスク要因に対応するために自殺防止に係る取組を実施しているものであるが、 <u>事業メニューごとの事業数を指標とすることを検討したい。</u>	対応	指標3について、地方自治体が交付金を活用して実施する事業について、必要性を精査した上で、全体申請事業数の採択率を指標とすることとし、その目標値は8割以上として、設定したい。
71					対応困難	対象者数については、自治体の作業負担をかけることになるため慎重に検討する必要がある。なお、民間団体の取組については、民間団体からの申請があり、かつ、 <u>適当と認めらるものについて補助をしており、年度毎に申請数や事業内容が異なることから、団体数や事業数を指標とすることは難しい。</u>		
72	平野委員	Ⅷ-1-2	達成目標1	指標3(交付金を活用して事業を実施する都道府県、市町村及び民間団体数)については、交付金を活用して事業を実施する自治体等の数だけではなく、主な事業だけでもよいので、事業の対象者数や対象事業数を分かるようにしてほしい。また、民間団体の取組に関する指標を独立させることも検討し、地域的な取組の展開の評価をしてほしい。	今後検討	項目70及び項目73と同回答。	対応	項目70及び項目73と同回答。
73	山田委員	Ⅷ-1-2	達成目標1	参考指標4(SNSを活用した相談事業における相談件数)については、SNSの相談が「居場所」としての機能も果たしていることも踏まえつつ、参考指標から測定指標に格上げした上で、相談を受けて自治体や制度につながった割合がどの程度なのかを把握できるようにした方がよいのではないか。	今後検討	参考指標4については、測定指標に格上げするとともに、相談を受けて自治体や制度につながった割合については、各団体の取組方針や、相談者の相談内容、意向や及び自殺念慮の有無等によって、その多くは相談を聞く(いわゆる傾聴)にとどまり、必要に応じて制度や支援機関に繋ぐこととしているため、つないだ件数で評価することについては誤誘導につながる危険性があるので慎重に取り扱う必要がある。  このため、 <u>大綱に記載している地域レベルでの実践的な取組への支援として、(国から提供される地域自殺実態プロフィールや地域自殺対策の政策パッケージなどを踏まえて策定される)「地域自殺対策計画」の策定件数(自治体数)を指標として設定することを、どのような形式で記載できるのかを次回策定までの際に検討したい。</u>	対応	大綱に記載している地域レベルでの実践的な取組への支援として、(国から提供される地域自殺実態プロフィールや地域自殺対策の政策パッケージなどを踏まえて策定される)「地域自殺対策計画」の策定率を指標とすることとし、その目標値は100%として、設定したい。
74	山田委員	Ⅷ-1-2	達成目標1	参考指標6(原因・動機が特定された自殺者のうち、勤務問題を理由とした自殺者数)について、「原因・動機が特定されない自殺者」の取扱いをどのようにするかも踏まえて、どのような参考指標を設定するかを検討してほしい。	対応困難	参考指標6については、自殺者の原因・動機については警察庁の捜査によるところであり、「原因・動機が特定されない自殺者」について参考指標として設定することは難しい。		
75	岩崎委員	Ⅷ-1-2	達成目標1	自殺の背景・課題として、DVの問題、非正規雇用による経済的困窮、メンタルヘルスの問題、孤独・孤立の問題等も関係があると思われるため、他施策と連携し、横断的な取組を実施されていると思うので、そのような観点から指標を設定するよう検討してほしい。	対応困難	自殺の原因・動機の中にはDVや勤務問題、経済生活問題、精神疾患、孤独・孤立などがあり、様々な複合的な場合が多く、これまでも、生活困窮者の自立支援の相談窓口と自殺相談窓口の連携を実施するとともに、児童相談所と自殺相談窓口の連携や全国の教育委員会と地域の自殺対策部局との連携に係る連名通知を発出するなど、横断的な取組を実施しているところであり、引き続き関係機関との連携に取り組んでまいりたい。  なお、 <u>自殺の原因・動機として挙げられている背景や課題については、既に各分野における施策として取り組まれているところであり、施策ごとに指標を設定することが望ましいため、それらをまとめた指標を設定することは難しい。</u>		
76	山田委員	Ⅷ-3-2	達成目標2	指標3(中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数)について、目標値が「前年度の98%」、「前年度の97%」と下がっているのは、支援給付受給世帯が少なくなっている自然減によるものなのか、別の要因によるものか。次期の指標を作成する際に検討した方がよい。		目標値の低下は、支援給付受給者が毎年2～3%亡くなることによる自然減によるもの。現在の指標は、この自然減を反映した指標としているため、引き続きこの指標及び目標値を用いていきたい。		
77	藤森委員	Ⅷ-3-2	達成目標2	指標3(中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立支援通訳派遣事業での通訳派遣実績数)に比べ、指標4(中国残留邦人等地域生活支援事業のうち、自立指導員派遣事業での指導員派遣実績数)の方が、毎年度の減少率が大きいのが、この要因は何か。  指標3同様に自然減による影響なのか。		自然減の影響に加え、中国残留邦人等の方々の方が日本での生活に定着していく中で、日常生活の諸問題に関する相談する機会が減少していると考えられるが、これは施策が浸透している効果でもあり、減少することが悪いことではないと認識している。		

78	山田委員	VIII-3-2	達成目標3	<p>指標5(履歴証明を受付後概ね3ヶ月以内処理した割合)、指標6(恩給請求書を受付後1.5ヶ月以内に総務省に進達した割合)、指標7(ロシア連邦政府等から提供された抑留者に関する資料のうち、前年度中に翻訳・解析した者について、日本側資料との突合調査が終了した割合)について、補足情報として、ボリューム感を把握するため、それぞれ毎年度何件処理しているのかを示してはどうか。</p>	対応	指摘を踏まえ、指標5～指標7の各年度における処理件数を記載した。		
79	山田委員 菊池委員 藤森委員	XIII-2-1	達成目標1 達成目標2	<p>指標1(厚労科研データベースへのアクセス件数)及び指標3(治験届出件数のうち医師主導治験の数)については、令和2年度実績値が目標値を下回っているため、達成状況が「×」となっている。</p> <p>しかし、指標1については、新型コロナウイルスの影響で研究者等の研究活動が一時的に停止したこと、データベースの改修のため一定期間システムが停止していたといった外部要因によるもの。</p> <p>指標3については、プロジェクトの再編に伴う事業組換えにより、令和元年度より新規課題採択枠を縮小した影響によるものであり、外部要因による影響と考えられる。</p> <p>そのため、いずれについても、「×」と「△」に引き上げることが妥当ではないか。</p>	対応	<p>指摘を踏まえ、指標1及び指標3の達成区分を「×」から「△」に変更するとともに、総合判定結果を③(相当程度進展あり)のB(達成に向けて進展あり)に修正した。</p> <p>あわせて、判定理由として、指標1及び指標3については、機械的に判断すれば達成状況は「×」となるが、外部要因により目標未達となったものであるため、「△」と判断した旨を追記した。</p>		

**第28回政策評価に関する有識者会議(令和3年3月開催)委員からのご意見への対応状況**

80	山田委員	整理番号57	XI-1-4 達成目標2	<p>【達成目標2:必要な介護サービスの質・量の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年3月開催の有識者会議において、質の評価に関し、第三者評価を受けている施設の割合も1つの指標として考えられるのではないかと提案したところ。</li> <li>これに対する回答として新たに追加することは困難との回答があったところであるが、何かしらの指標は開発する必要があるのではないかと考える。</li> <li>参考指標という形でも良いので、担当部局でアイデアを出して欲しい。</li> </ul>				
81	山田委員	整理番号58	XI-1-4 達成目標2	<p>【達成目標2:必要な介護サービスの質・量の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年3月開催の有識者会議において、業務支援ソフト等の普及率等について指標として考えられるのではないかと提案したところ。</li> <li>これに対する回答として新たに追加することは困難との回答があったところであるが、何かしらの指標は開発する必要があるのではないかと考える。</li> <li>参考指標という形でも良いので、担当部局でアイデアを出して欲しい。</li> </ul>			対応	<p>御指摘を踏まえ、達成目標2の参考指標として「介護職員数に占める介護福祉士従事者の割合」を追加する。</p> <p>なお、本指標については、「施策目標VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること」においても、介護の質との関連性も考えられるものとして参考指標に設定されている。</p>